

令和6年9月2日

保護者の皆様へ

台風・地震警戒時等における園児・児童・生徒の登下校(園)の指導ならびに授業実施について(改訂)

桑名市教育委員会

教育長 加藤 眞毅

平素は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

台風・地震警戒時等における園児・児童・生徒の登下校(園)の指導ならびに授業実施につきまして、7月に改訂させていただいたところですが、このたび「2 震度5強以上の地震発生時」「3 南海トラフ地震臨時情報発表時」について追記し、令和6年8月26日付で、改訂させて頂きましたので、あらためてお知らせいたします。

## 1 台風時等における警報等の発表時

- (1) 始業前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合  
幼稚園・小学校・中学校とも登校(園)を見合わせ、自宅待機とします。  
警報が午前6時までに解除された時は、幼稚園・小学校・中学校とも、登校(園)し、授業を行います。  
なお、授業開始時刻は、各学校において地域の実情に応じて決定します。  
警報が午前6時になっても解除されない時には、幼稚園・小学校・中学校とも休校(園)とします。
- (2) 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合  
警報が発表された時は、原則として直ちに授業を中止し、風雨又は風雪の状況や通学路の安全を確認し、速やかに園児・児童・生徒を帰宅させます。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校(園)を見合わせることもあります。
- (3) 高潮・波浪・大雨・洪水・大雪警報が発表された場合  
地域によっては、上記(1)(2)に準じ、適切な措置を講じることもあります。
- (4) 特別警報が発表された場合  
大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報については、上記(1)(2)のとおりとします。高潮特別警報および波浪特別警報については、上記(3)のとおりとします。
- (5) 避難指示が発令された場合  
人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況に発令される避難指示については、上記(1)(2)のとおりとします。
- (6) 始業前に大雨が降っている場合  
激しい雨が降っている時は、幼稚園・小学校・中学校とも雨がおさまってから登校(園)させてください。
- (7) 始業前に激しく雷が鳴っている場合  
雷が激しく、危険が予想される時は、幼稚園・小学校・中学校とも雷がおさまってから登校(園)させてください。
- (8) その他の注意報または警報が発表された場合も、状況にあわせ適切な措置を講じます。

## 2 震度5強以上の地震発生時

- (1) 始業前に、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、幼稚園・小学校・中学校とも休校(園)とします。
- (2) 始業後に、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、直ちに授業を中止し、児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難行動を開始します。下校させる場合は、通学路の安全を確認した後、集団下校や保護者への引き渡し等の対応をとり、速やかに園児・児童・生徒を帰宅させます。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校(園)を見合わせる場合があります。